

休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路の 「流域治水」を加速します

～群馬県初となる特定都市河川の指定に向けて～



近年、全国各地で、毎年のように水災害が発生しています。群馬県内の休泊川流域でも、令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生しました。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、これまでの河川管理者による治水対策に加え、

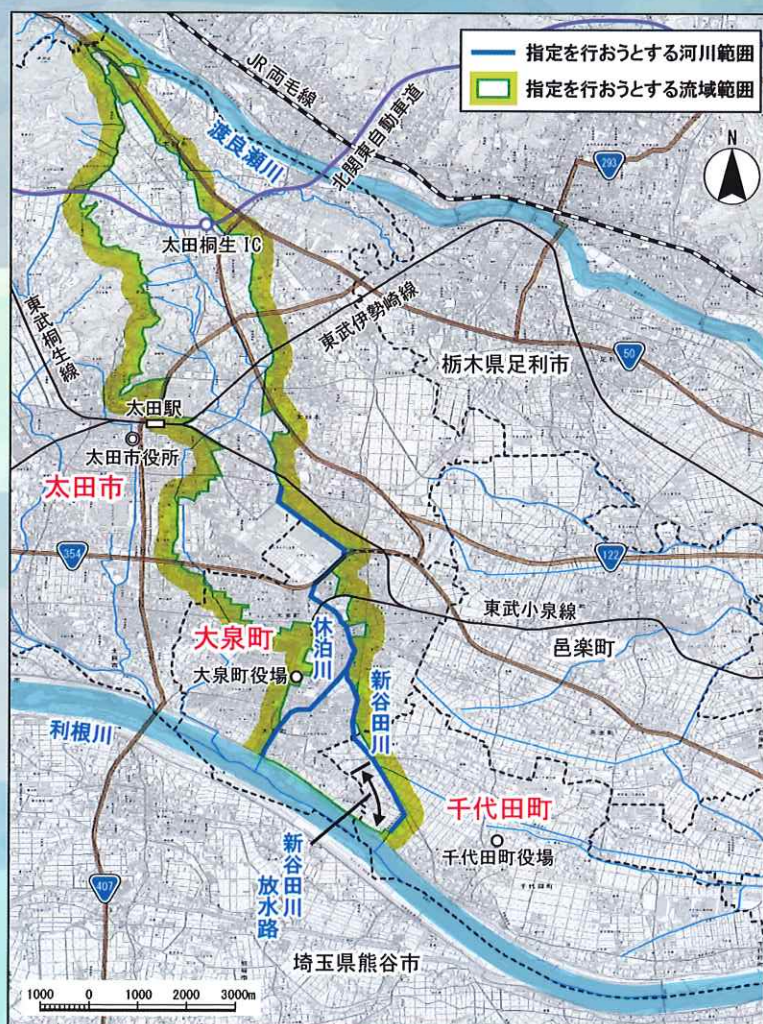
国、県、市町村、企業、住民等、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を進めています。

休泊川流域を「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「**特定都市河川**」及び「**特定都市河川流域**」に指定し、**水害に強いまちづくり**を推進していきます。



令和元年東日本台風 (R1.10) の利根川の状況

出典：利根川上流河川事務所



1

特定都市河川への指定を目指す河川

休泊川
新谷田川
新谷田川放水路

2

関係市町（特定都市河川流域）

太田市、大泉町、千代田町
(右記流域範囲)

特定都市河川流域に指定されると ...

河川管理者等が行う浸水被害防止のための対策の効果を損なわないようにするため、開発等による流出雨水量の増加を抑制するための対策が必要になります。**具体的には、1,000㎡以上の雨水の浸透を阻害する行為は、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置等の対策工事が義務づけられます。**

1,000㎡未満の行為の場合でも、雨水浸透ますや調整池の設置など、雨水流出抑制にご協力をお願いいたします。

河川の整備等と併せ、このような対策を実施することにより、地域の浸水被害発生リスクを減らし、安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例

1. 「宅地等」^注 にするために行う土地の形質の変更



2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローター等により土地を締め固める行為



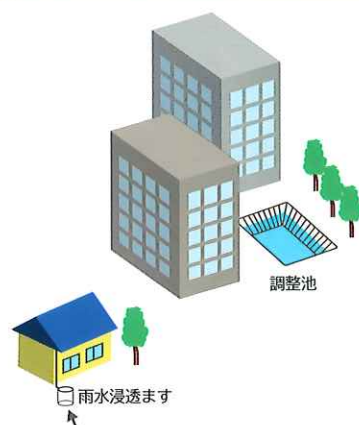
注)

「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

(国土交通省ホームページより引用)

雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透ますイメージ

今後の予定

特定都市河川の指定は**令和5年12月頃**を予定しています。
(令和5年7月時点の予定のため、指定時期は前後する可能性があります。)

最新の情報は、群馬県ホームページに掲載しています。



群馬県ホームページURL：<https://www.pref.gunma.jp/page/213572.html>



▶「特定都市河川」、「流域治水」のより詳細な情報はコチラから

国土交通省ホームページURL：
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>
(特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践 - 国土交通省)